

銚子市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）概要  
（第3回運協：計画策定に向けた検討資料との相違点）

## 1 高齢者を支える社会基盤の整備

### （2）在宅医療・介護連携の推進（P16）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、介護保険関係の改正事項で追加された取組みです。被保険者、介護事業者その他関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業が地域支援事業として位置づけられました。

主な取組	8期記載内容	事業内容
介護情報基盤の整備【新規】	—	医療・介護間の連携を強化し、多様な主体が協働して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムの深化、推進するため、市・高齢者・介護事業所・医療機関等が医療・介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備します。なお、共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中であるため、医療DX推進本部で協議・検討されているガバメントクラウド（介護保険）の内容把握に努めます。

## (5) 在宅生活の支援

### イ 介護者への支援の充実 (P 20)

在宅介護が重視されるなかで、支援が必要な高齢者だけでなく、家族介護者を含め支えていくためにヤングケアラーも含めた家庭における介護負担軽減のための取組みを進めることが重要です。家族介護者の支援ニーズの把握や家族が相談しやすい環境づくりに努めます。

主な取組	8期記載内容	事業内容
家族介護者の相談支援の充実【新規】	————	老老世帯、就労・子育て世帯、ヤングケアラー等多様な世代の家族介護者を支えていくために、他分野の施策を担う関係機関と緊密な連携を図り、効果的な支援に繋げていきます。
ヤングケアラーへの支援【新規】	————	県や関係機関と連携し、ヤングケアラーの支援に関する窓口や研修会などの周知に努めます。

## 3 尊厳ある暮らしの支援

### (2) 高齢者虐待への対応 (P 38)

高齢者虐待防止法に基づき、養護・介護者等からの高齢者虐待を早期に発見し、適切に対応するため、保健、医療、福祉、介護関係者への周知や関係期間との連携を強化し、高齢者虐待対応のネットワークづくりを推進します。

適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導・助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組みます。また、養護者に該当しないものによる虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組みます。

(3) 成年後見制度への対応 (P 39)

親族からの支援がない認知症高齢者等に対し、成年後見制度の周知や適切な利用支援を推進し、必要となる市民後見人の確保に向けた取組を推進します。

主な取組	8期記載内容	事業内容
成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職以外の後見人)を育成するとともにその活動を支援するなど、地域での市民後見活動の仕組みづくりを進めます。	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
日常生活自立支援事業【新規】	_____	十分な判断が難しい高齢者に対し、福祉制度の利用手続きや各種契約のための相談、金銭管理等の援助を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援します。
家族信託や後見制度支援信託等権利擁護支援策の検討【新規】	_____	近隣市や一般社団法人東総権利擁護ネットワーク、社会福祉協議会等関係機関が協力して、権利擁護に関わる支援や制度の利用促進に取り組みます。
成年後見制度の利用の促進【新規】	_____	令和5年3月に策定した「銚子市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等により、成年後見制度の相談・利用の促進に努めます。

#### IV 介護保険サービスの見込みと介護サービス基盤の整備（P40～）

第9期から創設が予定されている新たなサービス「複合型サービス」がサービス項目に変わりました。新設される「複合型サービス」とは、在宅系サービス（通所＋訪問など）を組み合わせたものが想定されています。

表 介護給付等サービスの体系

予防給付（要支援1・2）	介護給付（要介護1～5）
介護予防サービス	居宅サービス
	訪問介護
介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護
介護予防訪問看護	訪問看護
介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
	通所介護
介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション
介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護 （老健・病院等・介護医療院）	短期入所療養介護 （老健・病院等・介護医療院）
介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与
特定介護予防福祉用具購入費	特定福祉用具購入費
介護予防住宅改修費	住宅改修費
介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護
	複合型サービス（新設）
介護予防支援	居宅介護支援
地域密着型介護予防サービス	地域密着型サービス
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	地域密着型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
	複合型サービス（新設）
	施設サービス
	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護医療院
	介護療養型医療施設

#### ⑩ 複合型サービス（新設）（P54）

訪問介護や訪問看護、通所介護などの中から、2種類以上組み合わせることにより提供されるサービスです。

### 3 介護保険施設等の基盤整備 (P 6 0)

#### (2) 基盤整備の考え方

介護保険施設等の基盤整備については、次のような考え方にに基づき進めます。

#### 施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について、第9期中における整備は、引き続き需要の把握に努めつつ検討を行っていく。

主な取組	8期記載内容	事業内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所待機者は増加傾向で推移しているものの、第8期計画期間中に地域包括ケアシステムの中核を担う定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などのサービスの充実を図る見込みです。近隣市町においても介護老人福祉施設の整備計画があることなどから、引き続き需要の把握に努めつつ検討を行い、開設意向のある事業者があれば、調整を行います。	入所待機者は増加傾向で推移しているものの、第9期計画期間中に地域包括ケアシステムの中核を担う小規模多機能型居宅介護などのサービスの充実を図る見込みです。引き続き需要の把握に努めつつ検討を行い、開設意向のある事業者があれば、協議を行います。
介護老人保健施設	地域医療と地域介護との連携体制の構築のプロセスにおいて、必要な整備量などを見極めていきます。	変更なし
介護医療院	介護療養病床からの転換先として、第7期から創設されたものであり、第8期中の整備目標は設定しませんが、制度の周知等も含め、開設意向のある事業者があれば、調整を行います。	介護療養病床からの転換先として、第7期から創設されたものであり、第9期中の整備目標は設定しませんが、制度の周知等も含め、開設意向のある事業者があれば、協議を行います。

## 地域密着型サービス

第8期で「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」の整備を図る計画にもとづき公募をしたが、応募がなかったため第9期においても引き続き整備を図るものとする。

主な取組	8期記載内容	事業内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>医療的ニーズのある要介護者に対して、住み慣れた地域で訪問介護と訪問看護を一体的に提供します。</p> <p>地域包括ケアシステムの中核を担うサービスとして整備を図ります。</p> <p>【目標量】 1事業所</p>	—
小規模多機能型居宅介護	<p>地域包括ケアシステムの中核を担うサービスとして整備を図ります。</p> <p>整備にあたっては、認知症対応型共同生活介護との併設等、整備手法の多様化を図ります。</p> <p>【目標量】 1事業所</p>	変更なし
<p>認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)</p>	<p>認知症高齢者の増加に伴い、利用希望者の増加が見込まれるため、整備を図ります。</p> <p>整備にあたっては小規模多機能型居宅介護との併設等、整備手法の多様化を図ります。</p> <p>【目標量】 1事業所</p>	変更なし

地域密着型サービスは、事業所確保等の新たな動きのあるものについて掲載。

## 6 介護保険制度運営の充実（P66）

これまで「主要5事業」として取り組まれてきたものが、事業実施の実績や効果などを踏まえ、「主要3事業」として再編されました。実施の効率化を図るため「住宅改修の点検」を「ケアプランの点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として記載しました。

### （1）介護給付適正化

介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるようにするため、さまざまな場面における点検を行い、適切な利用を促進します。

主な取組	8期記載内容	事業内容
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業者、施設、または介護支援専門員が実施した認定調査の内容について、市職員等が訪問または書面等の審査により全件点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。	変更なし
ケアプランの点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者からの提出または訪問調査等により、市職員等の第三者がその内容等の点検及び支援を行い、個々の利用者が真に必要とするサービスの確保に努めます。	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者からの提出または訪問調査等により、市職員等の第三者がその内容等の点検及び支援を行います。 また、居宅介護住宅改修費の申請及び完了時に、書面、写真による実態の確認、適正な工事内容であるかの審査を行います。必要に応じ、施工前又は施工後に訪問調査等により施工状況の点検を行います。 福祉用具利用者に対しても、必要により訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検します。
住宅改修などの点検	居宅介護住宅改修費の申請及び完了時に、書面、写真による実態の確認、適正な工事内容であるかの審査を行います。必要に応じ、施工前又は施工後に訪問調査等により施工状況の点	ケアプランへ統合

	<p>検を行います。 福祉用具利用者に対しても、必要により訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検します。</p>	
医療情報との突合・縦覧点検	<p>後期高齢者医療保険及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。 受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。</p>	変更なし

◇実施状況と計画

年度 取組名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査状況の点検実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
ケアプランの点検	0件	1件	3件	—	—	—
住宅改修などの訪問調査	1件	4件	2件	—	—	—
医療情報との突合・縦覧点検	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年
介護給付費通知	1回/年	1回/年	1回/年	—	—	—

- ・「住宅改修などの訪問調査」については、今期から「ケアプランの点検」に統合し実施。
- ・「介護給付費通知」については、主要事業から除外されました。